

マンション管理士吉田総合事務所通信

2017年(平成29年)9月25日
第00056号(隔月発行)

編集/発行者: 吉田総合事務所
住所: 柏市豊四季255-5-509
電話: 04-7100-2025
URL: www.mankan-builkan.com

「統括防火管理者」で誤解も

一般マンションでも 31層超なら選任・届け出義務

今年6月、ロンドンで起きた高層住宅火災で起きた高層住宅火災を受け、国内の高層住宅にも注意喚起が行われている。一般社団法人マンション管理業協会は6月20日、同火災を受け東京消防庁から「高層の共同住宅における防火安全対策の徹底について」依頼があった、として会員に事務連絡を行っていた。

ロンドン高層住宅火災受け

国内でも注意喚起

消防庁は「高さ31層を超えるマンションは統括防火管理者を選任してほしい」としている。ある管理会社の担当者、統括防火管理者について「複合用途では必要という認識はあった普通のマンションでも必要という認識は薄く、届けていないケースは数件あった」と話している。

立ち入り検査は、防火管理者未選任などの防火管理関係が655件。「特に防火管理者の任期満了時に、新たな選任や届け出を失念されることがあるのではないか(同庁査察課)。ほかでは、消防用設備等点検の未実施・未報告など設備関係が181件、防火戸機能不良等の建築関係が116日現在の30件あった。(マンション管理新聞1047837件。そのうち号)

加熱式たばこが救世主?

ベランダ喫煙問題 マンションで体験会

事務連絡によれば、東京消防庁が昨年、31層超の共同住宅を対象に実施した立ち入り検査では、576棟中463棟が消防法違反の指摘を受けた。

「ホテル族」の迷惑行為、加熱式たばこで解消? 埼玉県戸田市の「ビオールド戸田公園」(築14年、366戸)で8月、居住者を対象とした加熱式たばこの体験会があった。体験会は27・28日の2日間に計

のを知っていたから。当日は加熱式たばこ「IQOS」(アイコス)を販売するフィリップモリスジャパン(本社同)の社員が、マンションでのたばこ問題や商品の解説などを行った。

同社は「健康被害や火災への懸念が問題視されているのに、手を打たないのは良くない」(担当者)と、今年5月後半から、管理会社を通じて、マンションでの加熱式たばこの

その後、約半数が是正措置を講じたが、未だ正の違反内訳は防火管理者未選任・消防計画未作成・自衛消防訓練未実施等の「防火管理関係」が約8割、点検未実施等の「消防用設備等点検関係」が約2割だった。

「ホタル族」の迷惑行為、加熱式たばこで解消? 埼玉県戸田市の「ビオールド戸田公園」(築14年、366戸)で8月、居住者を対象とした加熱式たばこの体験会があった。

「ホタル族」によるたばこの

岩崎さんは「多少

が、吸い殻のポイ捨て問題に悩んでいた

のを知っていたから

のを知っていたから

管理規約で「違約金」規定

「管理規約で禁止している民泊を実施している」などとして大阪市の管理組合が 8 月 3 日、いわゆる「民泊」を確認した 5 戸の区分所有者と民泊代行業者ら計 9 者に、民泊行為の停止と約 3267 万円の損害賠償の支払いなどを求めて大阪地裁に提訴した。管理組合では、民泊や仲介サイトへの登録を禁止。違約金の規定も設けている。

訴状などによれば、原告は大阪・ミナミのフアミリータ イブマンション（築 15 年、1.5 階建て約 100 戸）の管理組合。防犯カメラの映像や入館者記録などで民泊が行われていると確認した 5 戸の区分所有者や民泊代行業者らを相手に、行為の停止や民泊サイトからの登録抹消などを求めた。この 5 戸は大阪市が

民泊停止求め提訴

大坂市の登録サイトからの削除も管理組合

ホームページで公開している特区民泊の認可や旅館業法に基づく簡易宿所の許可を受けた施設ではなかった。各住戸の専有面積はおおむね 60 平方メートル。70 平方メートル以上の専有面積は管理規約と区分所有法に基づく。規約でも専有部分の用途は「住居専用」だったが、管理

組合は昨年管理規約を改正し、民泊を明確に禁止。その後民泊サイトへの登録などの禁止行為を行った場合、1 日当たり 5 万円の違約金や法的措置を講じた場合の弁護士費用を請求できるなどの条文を加える再改正を行っている。

管理組合側はこの管理規約違反行為を「共同の利益に反する行為」と位置付け、区分所有法 5 条 1 項に基づく行為の停止を請求。また、民泊行為でオートロック機能が実質的に失われ防犯機能が低下する、吸い殻のポイ捨てやごみの投げ捨て、夜通し大声で話すなどの行為を「区分所有者の平穏な共同生活を妨げる生活妨害行為」だと位置付け、これらの行為も「共同の利益に反する行為」だと結論付けている。

管理組合代理人の辻岡信也弁護士は「マンションの決まりを守れない民泊は許されないと話す。（マンション管理新聞 1047 号）」

5 戸・9 者 相手取り 損害賠償 3267 万円も請求

団地の敷地売却も検討

8 月 1 日 初会合 17 年度中にガイドライン

国交省・団地再生検討会

国土交通省は 8 月 1 日、東京・霞が関で「住宅団地の再生のあり方に関する検討会」（浅見泰生 司座長）の第 2 期第 1 回会合を開いた。昨年 1 月まで行われた第 1 期検討会での取りまとめを踏まえ、新たな再生手法や、建替え円滑化法上の敷地売却

制度を団地型マンションへ活用する場合の要件などについて検討する。来年 3 月末に中間取りまとめを行い、司座長の第 2 期第 1 回会合を開いた。敷地売却・一団地認可の職権取り消し・再開発の枠組みを生かした団地再生について、それぞれガイドラインを策定する方針だ。

会合では、団地の敷地売却制度について、現行法令を前提とした仕組みの案が提示された。土地を共有する全棟で耐震性が不足しているケースを対象にし、各棟で 5 分の 4 の決議を行えば、団地全体を売却可能にする。原則、同一法人やグループに売却

することとしている。ただ、委員からは「計画がしっかりしていれば別の業者に売却してもいいのではないか」「1 棟は売却、1 棟は耐震改修」というような手法も考えられるのでは」との意見も上がった。同省は「まずは現行法に即した制度を作り、その後課題を精査していきたい」と述べた。

特定行政庁による一団地認定の職権取り消しについては、取り消しを行った際、広告区域内の全ての建築物に建築基準法違反が発生しない場合など、計 4 つの職権取り消しに係る例に基づく手続き方法や留意事項をまとめる。

第 2 期は 2019 年 3 月末までに計 7 回、会議を予定している。次回会合は 10 月ごろ開催する予定だ。（マンション管理新聞 1046 号）

編集後記

（使用者が記入してください）